

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十二月十四日奈良県指令建第一〇二―一二三三号

平成三十一年四月十二日奈良県指令建第一〇二―一二三―一號

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年七月三日建第九四四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市中町一三三番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町一八六一番地の九

カーフ株式会社 代表取締役 川崎洋